

自立支援型地域ケア会議に係る  
専門職派遣調整ガイドライン

岩手県保健福祉部長寿社会課

令和4年1月

## 自立支援型地域ケア会議に係る専門職派遣調整ガイドライン

### 1 目的

自立支援型地域ケア会議への参画が必要な専門職の地域偏在等により、その確保が課題となっていることから、専門職の派遣調整のためのガイドラインを策定する。

### 2 定義

(1) 本ガイドラインにおいて「自立支援型地域ケア会議（以下、「会議」という。）」とは、多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントを目的に個別事例の検討を行う地域ケア会議をいう。

(2) 本ガイドラインにおいて、専門職とは、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士（栄養士）及び歯科衛生士をいう。

※リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）については、県が策定した「自立支援型地域ケア会議に係るリハビリテーション専門職派遣調整ガイドライン」（令和3年4月改訂）を参照のこと。

### 3 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、会議への参画が必要な専門職の確保が課題となっている市町村があることに鑑み、各専門職団体を派遣調整の窓口として、専門職の派遣に係る手順を示すものであり、現在各地域において運用されている既存の手順の運用を妨げるものではない。

### 4 派遣調整窓口について

各専門職団体は、会議への専門職の派遣に係る市町村からの調整依頼に対応する窓口（以下、「派遣調整窓口」という。）を設置する（別表）。

県は、毎年3月末日までに各専門職団体に対し、派遣調整窓口の設置を依頼するとともに派遣調整窓口の変更有無を確認し、その結果を市町村に周知する。

### 5 派遣候補者名簿の作成及び協力依頼について

#### (1) 派遣候補者名簿の作成

専門職団体は、会議において適切な助言が可能と考えられる専門職の派遣候補者名簿を作成し（様式1）、会議が開催される年度の7月末（令和3年度にあつては、2月末）までに県に提出する。なお、圏域又は市町村単位の派遣調整窓口が派遣候補者名簿を作成する場合であっても、専門職団体が全县の名簿を取りまとめたうえで県に提出すること。また、派遣候補者名簿は、登載される専門職の異動又は退職及び本人の希望による名簿からの削除等を反映して作成すること。

(2) 協力依頼

県は、派遣候補者名簿に登載された専門職及びその所属機関に対して、派遣の協力を依頼する（様式2）。

6 市町村への専門職派遣手順について

- (1) 市町村は、会議に参画する専門職を確保することができなかつた場合、自立支援型地域ケア会議開催計画表兼調整依頼書（様式3）により派遣調整窓口原則半年分を一括して派遣調整を依頼する。なお、開催計画表には、会議の内容が分かる資料を添付すること。また、会議で取り扱う事例の内容を踏まえて依頼する職種を選定するとともに、特定の分野における専門的な助言を必要とする場合には、その旨を記載して依頼すること。
- (2) 派遣調整窓口は、市町村から派遣調整依頼があつた場合、派遣候補者名簿に基づき、専門職が所属する機関及び専門職本人と調整し、適切な候補者を選定のうえ、専門職派遣計画表（様式4）を作成し、市町村に対して通知する（様式5）。
- (3) 市町村は、派遣調整窓口から通知された候補者の所属する機関の長及び必要に応じて専門職団体の長に対し派遣協力依頼を行う。
- (4) 市町村は、専門職の派遣を受けたときは、その旨派遣調整窓口へ報告する（様式6）。また、市町村は、当該市町村の規程に基づき、会議に参加した専門職の派遣に係る経費（旅費等）を支給する。
- (5) 市町村は、移動中の不慮の事故等が生じた場合の損害賠償及び保障について、あらかじめ配慮しておくことが望ましい。（※）  
※配慮した対応の例：所属機関からの派遣とする等
- (6) 県は、当面の間、年2回（4月、10月）派遣調整窓口へ派遣調整の実績について照会する。

7 その他

文書の送受は、可能な限り電子媒体によるものとする。

8 様式一覧

本ガイドラインに係る様式について、以下のとおり定める。

様式No.	タイトル	担当（作成）	提出先
様式1	自立支援型地域ケア会議への派遣候補者名簿	派遣調整窓口	派遣調整窓口⇒県
様式2	自立支援型地域ケア会議への派遣協力依頼	県	県⇒派遣候補者名簿に登載されている専門職及びその所属機関

様式 3	自立支援型地域ケア会議開催計画表兼調整依頼書	市町村	市町村⇒派遣調整窓口
様式 4	自立支援型地域ケア会議への専門職派遣計画表	派遣調整窓口	派遣調整窓口⇒市町村
様式 5	自立支援型地域ケア会議への専門職派遣に係る派遣調整の結果について（通知）	派遣調整窓口	派遣調整窓口⇒市町村
様式 6	自立支援型地域ケア会議への専門職派遣実績表	市町村	市町村⇒派遣調整窓口

**【参考】 地域ケア会議の助言者（専門職）の役割**

専門職	役割
歯科医師	<p><b>【出席する場合】</b>            歯科疾患、口腔機能、口腔衛生の観点からの助言を行い、事例の予後予測を行う。</p> <p><b>【出席しない場合】</b>            歯科衛生士及び事例提供者（プラン作成担当・介護サービス事業所）が歯科医師への確認事項がある場合や助言を必要としている点について、事前にコメントしておく。</p> <p>（留意点）            かかりつけ歯科医のいる事例については、事例の予後予測や治療方針等について事前に確認するとともに、地域ケア会議で検討後は検討内容を報告することが重要。</p>
薬剤師	処方されている薬に関する情報提供（重複投薬・副作用等）及び服薬管理の観点からの助言を行う。
看護師 保健師	病状や障がい把握したうえで医学的な観点からの事例の予後予測、対象者の動作や活動について助言を行う。
管理栄養士 栄養士	日常生活を営む上で基本となる食事について、低栄養対策、基礎疾患等の重症化予防等の適切な栄養摂取といった観点から、助言を行う。
歯科衛生士	<p>口腔衛生の観点からの助言を行う。</p> <p>歯科医師が地域ケア会議に出席することが難しい場合は、事前に歯科衛生士が、歯科医師から歯科疾患、口腔機能、口腔衛生の観点からの助言や事例の予後予測について情報を得るといった形で連携をとることが求められる。</p>

参 考	医師	<p>【出席する場合】</p> <p>病状や障がい把握した上で、医学的な観点から事例の予後予測、対象者の動作や活動についての助言を行う。</p> <p>【出席しない場合】</p> <p>事例提出者（プラン作成担当・介護サービス事業所）が医師への確認事項がある場合や助言を必要としている点について、事前に文書等による情報提供が必要。</p> <p>（留意点）</p> <p>かかりつけ医のいる事例については、事例の予後予測や治療方針等について事前に文書等で確認するとともに、地域ケア会議で検討後は検討内容を文書等で報告することが重要。</p>
	理学療法士	主に基本動作能力（立ち上がり、立位保持、歩行等）の回復や維持、悪化の防止の観点からの助言を行う。
	作業療法士	主に応用的動作能力（食事・排泄等）、社会的適応能力（地域活動への参加・就労等）回復・維持、悪化の防止の観点からの助言を行う。
	言語聴覚士	主にコミュニケーション（話す）・聴覚（聞く）・摂食（食べる）に障害を抱える事例に対し、各能力の回復や維持、悪化の防止の観点からの助言を行う。

厚生労働省「介護予防普及展開事業都道府県向け手引き」（2017.3）を参考に県が一部加筆